

【概要】中津川市地域防災計画の修正

令和6年3月

○中津川市地域防災計画とは、

災害対策基本法第42条の規定に基づき、中津川市防災会議が中津川市の地域にかかる防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域、ならびに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るもの。

○見直しのポイント

- 1 防災基本計画（令和4年6月修正）の修正内容の反映
- 2 その他、所要の改正

【主な修正内容】

1 防災基本計画の修正内容の反映

①盛土による災害の防止に向けた対応

- 危険が確認された盛土に対して、法令に基づいた自治体による速やかな撤去命令等の是正指導を実施（共通予防 P16）

②安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

- 災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み（風水害 P44）

③適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

- 学校における防災教育の充実のため、消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を記載（共通予防 P2）
- 避難情報の発令解除に当たって、気象防災アドバイザー等による助言（風水害 P74）

2 その他、所要の改正

①避難行動要支援者制度の見直し

- 令和5年3月議会にて名簿情報を避難支援等関係者に提供するにあたり、個人情報提供同意を不要とする条例を提出し、制定された
- 条例の提出にあたり、併せて、避難支援等関係者の範囲を定めるとともに、避難行動要支援者を整理（共通予防 P38）

②地域単位で避難に対応できる仕組み作り

- 発令権限を地域の実情を最もよく知る最前線の部署に委ねることで、地域単位で避難に対応できる仕組み作り（総則 P29、共通予防 P31、風水害 P74）

③東海地震の地震防災対策強化地域における整備事業の終了

- 中津川市は東海地震の地震防災対策強化地域になっており、「地震対策緊急整備事業計画」を作成し、地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置を受けていたが事業が終了したことにより削除（地震 P 旧 71）

④指定公共機関等について、業務及び機関の追加

- 中部経済産業局の業務追加（総則 P7）、楽天モバイル(株)を追加（総則 P9）